

第4章に定めた管理方針に沿ってみどりの保存・管理を実施する体制等を以下に整理する。

①作業体制

樹木管理等の業務については、熊本城総合事務所の職員による直営作業や、民間（造園業者等）への委託によって作業を実施していく。業務の実施に当たっては、熊本城総合事務所職員は本計画の内容を把握、理解した上で自ら作業を実施するとともに、民間委託の受託者に対しては内容をレクチャーし、理解いただいた上で、本計画の管理方針に則った樹木管理となるよう監理していく。

②実施の際の手続き

樹木管理に係る作業（樹木の撤去や補植等）を実施する際には文化財保護法に基づく許認可が必要であり、本市文化財課、熊本市文化財保護委員会、熊本県文化課、文化庁と協議の上、手続きを行うことになる。史跡内である場合は文化財保護法第125条に係る現状変更の許可、史跡外で周知の埋蔵文化財包蔵地である場合は文化財保護法第94条に係る通知が必要となる。

また、城域の多くが国有地のため樹木撤去後には九州財務局への報告等が必要となる。

③専門家との協力体制

熊本城総合事務所内には調査研究を進める熊本城調査研究センターが設置されており、みどりに関連する内容については今後も文化財的見地からの助言等を受けながら協働で管理を行っていく。

また、樹木の状態について専門的な見解が必要な場合は、樹木医に助言を求め方針を決めていく必要がある。この他、希少種関連については博物館、花壇に関してはガーデンデザイナー等、各分野における専門家から必要に応じて助言をもらい管理を行っていくこととする。

さらに、「特別史跡熊本城跡保存活用委員会」や「熊本市文化財保護委員会」には今後も必要に応じ諮問・報告により総合的見地からの意見を伺いながら進めるなど専門委員会との検討体制を整え事業を継続的に実施していくものとする。

④市民協働

現在も熊本城に関わる市民や企業のボランティア活動は複数あり、継続的に実施されている団体もある。このような中で、今後は城内のみどりに関連する市民ボランティアの受け入れについても検討、推進していくものとする。

みどりに関連するボランティア受け入れに際し注意すべき点としては、作業の安全性確保であり、例えば高木管理や石垣除草、急斜面地の作業などリスクが高く資格等が必要となる業務は通常のボランティアでは実施困難である。このようにボランティア実施においては作業上のリスク管理も含めて検討し、ボランティア受け入れ可能な作業項目やエリア、受入れ体制、制度を整えていくものとする。

現時点において見込まれるボランティア作業等の事例として、今後、実施に向けた検討が必要ではあるが、除草などの清掃作業、花壇管理、危険木の発見・通報などが考えられる。

また、作業以外であれば、熊本城の歴史案内等を実施されているボランティア団体に古樹・大樹やサクラの情報を提供し、案内の内容にみどりの啓発的要素を含めて活用してもらうこと等も市民協働の一つとして考えられる。

⑤ 熊本城における体験と応援

熊本城では、来城者の方々からの入園料を活用し、城内の維持・管理や、サービスの提供を行っている。みどりの管理も同様で、安全面の確保や美観の維持、樹木の育成のためには費用がかかり、今後も適正に熊本城のみどりが維持管理されるためには、収入の面でも工夫が必要である。

より良い体験をしていただき、対価として入園料やご寄付をいただくことで、熊本城のみどりが適正にマネジメントされ、循環的に来城者の方々に質の高いサービスを提供できるようなしくみを今後も検討していくものとする。

以下に樹木等みどりの保存・管理の体制を図 5-1-1 に示す。

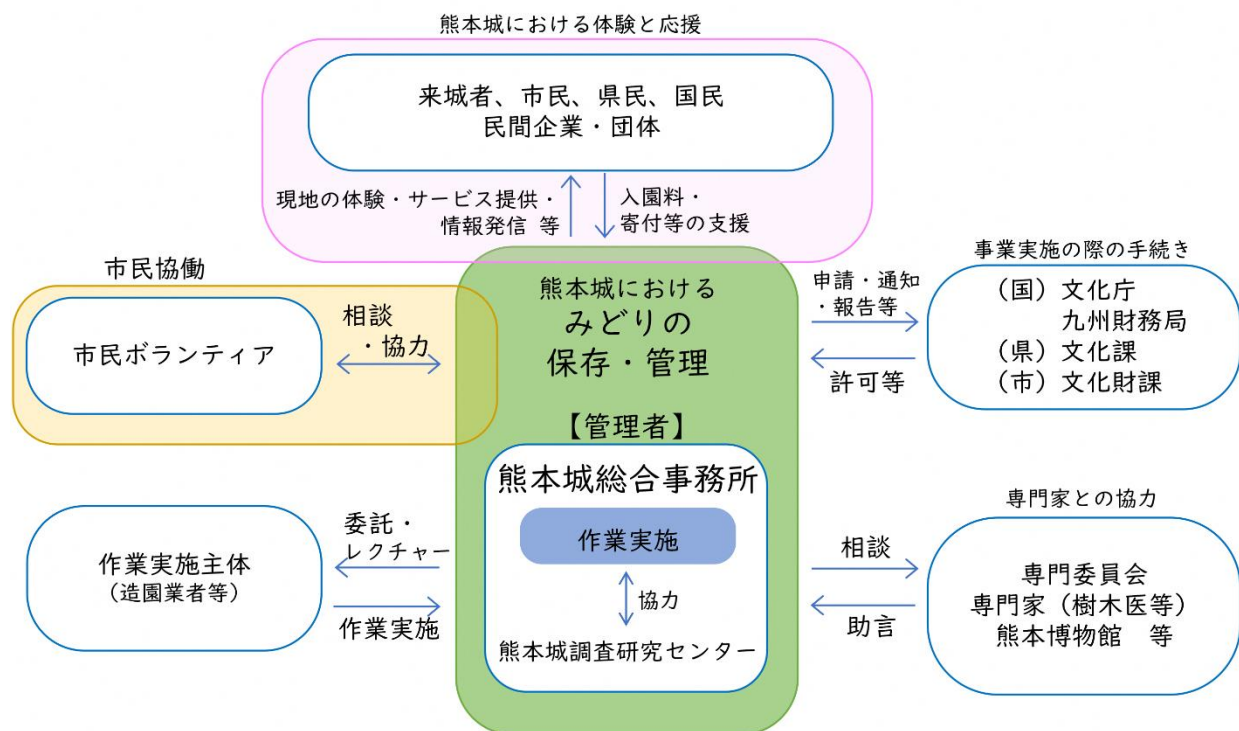


図 5-1-1 熊本城におけるみどりの保存・管理の体制